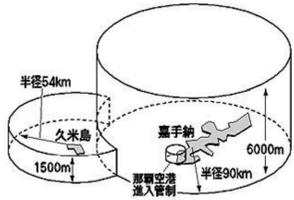


# 日米地位協定：米国の植民地では？

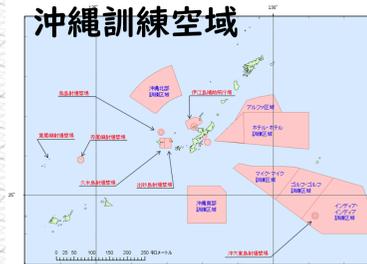
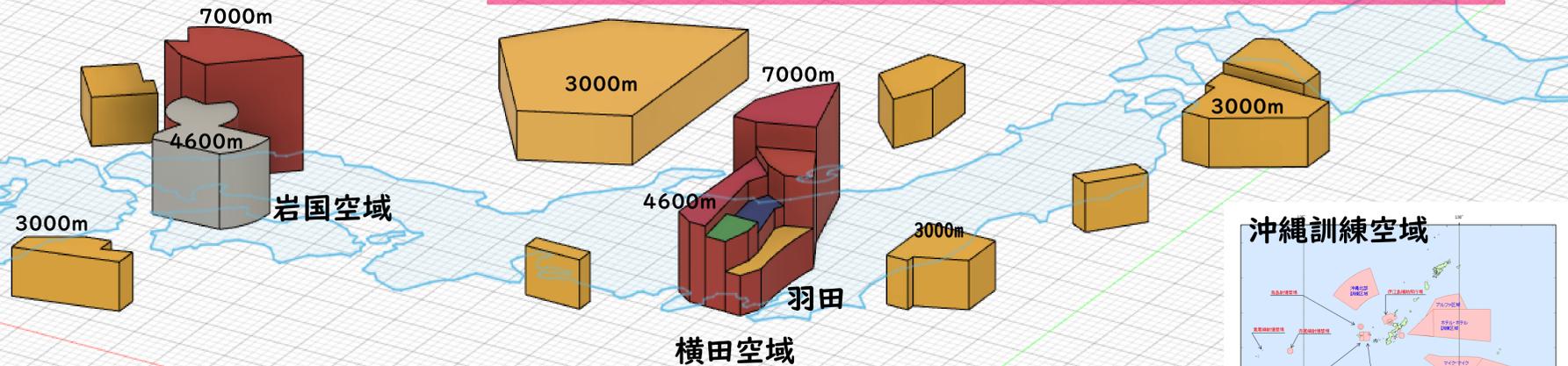
## 沖縄空域

米軍嘉手納ラフコン管轄空域



日本の空は米軍の支配下、日本の飛行機は自由に飛べない

## 日米地位協定



米軍管理の**横田・岩国空域**は民間機の通過は不可  
**沖縄空域**は米軍管理から国管理に移管されたが、米空軍・米海兵隊機の訓練優先のため3名の米軍管制官常駐。

アルトラブ (ALTRV、米軍臨時空域)として自衛隊の訓練空域やそれを越えた空域を米軍が使用している。

訓練空域 (黄色、高3,000m) は民間機の通過禁止

### 米軍との地位協定や国内法適用など5カ国比較表

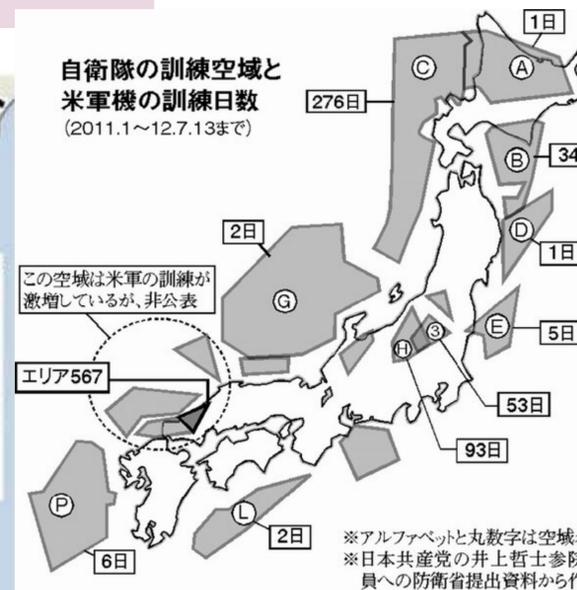
	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則適用	立ち入り明記なし	航空特例法などで規制できず	捜査の権利を行使しない
ドイツ	原則適用	立ち入り権明記・パス支給	ドイツの承認が必要	ドイツ側が現場を規制、調査に主体的に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア司令部の下・伊司令官が常駐	イタリアの承認が必要	イタリア検察が証拠品を押収
ベルギー	原則適用	地方自治体の立ち入り権確保	自国軍より厳しく規制	未確認
イギリス	原則適用	基地占有権は英国・英司令官が常駐	英側による飛行禁止措置などを明記	英国警察が現場を規制、捜査

韓国は日本とほぼ同じ条件 (東洋人の差別?)

### MV22オスプレイの低空飛行訓練ルート



自衛隊の訓練空域と米軍機の訓練日数 (2011.1~12.7.13まで)



「ニュー山王ホテル」で米軍と日本政府との会議。議事録は非公開の密約場所となっている。議事録の公開が日本国憲法を日本国内に適用する糸口となる。

### 平城ニュータウン九条の会

- 1960, 1, 19日米地位協定より (抜粋) 岸信介首相 (安倍の外祖父) が調印
- 2条 **日本全土**で基地の使用が認められる。自衛隊基地も
- 3条 提供された基地の**排他的管理権**を有し、自由に出入りできる
- 4条 基地の返還の際、米側は原状回復・補償の義務を負わない
- 5条 民間空港、港湾、高速道路に出入りできる。利用料は**無料**
- 6条 **航空管制**の優先権を与える
- 9条 **旅券なし**で出入国できる
- 10条 日本の**運転免許証なし**に運転できる
- 11条 関税、税関検査を免除
- 12条 物品税、通行税、揮発油税、電気ガス税を免除。日本が基地従業員を調達
- 13条 **租税・公課を免除**
- 17条 「公務中」の事件・事故では**米軍が第一次裁判権**を有する
- 24条 基地の費用を分担。日本政府の拡大解釈で「**思いやり予算**」の根拠に
- 25条 **日米合同委員会**の設置

日本国憲法適用外  
日本の法律も適用外